第8回 たちかわ男女平等フォーラム
社会を変える原動力・男女平等
～今とこれから～

6月18日(土)～26日(日)
女性総合センター

問男女平等参画課☎(528)6801Fax(528)6805

市と女性総合センター登録団体で組織する実行委員会が主催。会場はいずれも女性総合センター。保育(1歳～学齢前。８日前までに申し込み)と申マークの催しは、いずれも申込順で５月10日(火)から男女平等参画課〔女性総合センター内〕☎(528)6801Fax(528)6805へ。その他は直接会場へ(先着順)。なお、☺マークの催しは０歳児の同席が可能です。くわしくは、女性総合センター、各地域学習館、市図書館、子ども未来センター等で配布するリーフレットか、市ホームページをご覧ください。

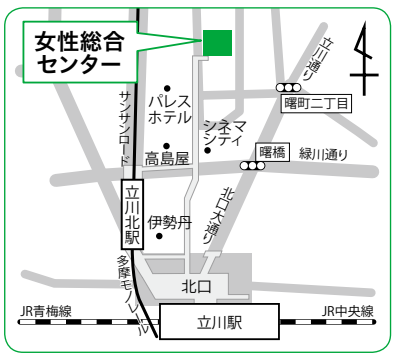

基調講演 6月19日(日)午後１時30分～３時30分

田中俊之さん

昨年の講演会が好評だった田中俊之さんが再登場。「男性は外に出て働くべき」といった固定観念など、男性だからこそ抱える問題を研究する「男性学」の視点から、男女平等の今とこれからを考えます。

プロフィール
武蔵大学社会学部助教、博士(社会学)　専門：男性学・キャリア教育論　主な著書：「男がつらいよ」「男が働かない、いいじゃないか!」

催し	日時	対象・講師・費用など	定員	会場	企画・運営
申☺国連女性差別撤廃条約を学び、いかそう	6月11日(土) 午後2時～4時	師日本婦人団体連合会会長・柴田真佐子さん保5人程度	50人	第3学習室	立川母親大会連絡会
申☺親子であそうぼうわらべうた	6月12日(日) 午前10時30分～正午	対親子(祖父母、成人1人の参加可)師立川保育研究会の皆さん	20組	健康サロン	立川保育研究会
申親子ヨガ	6月12日(日) 午後2時～4時	対親子(歩ける1歳～4歳の子ども)師ヨガインストラクター・金愛香さん持動きやすい服装、飲み物、タオル	15組	健康サロン	女性同盟(ニョメン)
申料理講習 家族で、お一人様で、おいしいヘルシーカフェ風ランチ	6月18日(土) 午前11時～午後2時	対小学4年生以上(小学生は保護者同伴)師フードコーディネーター・飯田み小枝さん費700円保5人程度	15人	料理実習室	チームいま好き
申☺育休明けて…今、どうしてる!?	6月18日(土) 午後1時～4時	子育て世代の働き方について話し合います保10人程度	30人	第3学習室	ウィンド(女性の就労を支援する会)
☺シンポジウム いきいきと地域で自分らしく暮らすためには～わかると安心 地域包括ケア	6月18日(土) 午後1時30分～4時40分	直接会場へ師医師・荘司輝明さん、井上裕子さんほか保5人程度	190人	ホール	ブーゲンビリア立川支部
申☺基調講演 「社会を変える原動力・男女平等～今とこれから～」	6月19日(日) 午後1時30分～3時30分	**上記参照。**手話通訳等を希望する方は6月10日(金)までにお申し込みください保10人程度	180人	ホール	実行委員会
申☺脳梗塞からの復帰～これからの介護の視点	6月22日(水) 午後1時30分～3時45分	師多摩市介護保険運営協議会市民委員・高木洋子さん保5人程度	30人	第3学習室	立川介護しゃべり場
☺憲法カフェ	6月23日(木) 午前10時～正午	直接会場へ師弁護士・河村文さん保5人程度	50人	第3学習室	新日本婦人の会立川支部
申しんぶんちぎり絵	6月23日(木) 午後1時30分～3時30分	対小学生以上師新日本婦人の会の皆さん費100円	30人	第3学習室	
申ドキュメンタリー上映会「みんなの学校」	6月24日(金) ①午前10時～正午 ②午後2時～4時 ③午後7時～9時	費500円保各回5人程度	各60人	第3学習室	女性同盟(ニョメン)
申女性と女児の体と心を守るプロジェクト 映画「パパ、遺伝子組み換えってなあに?」	6月25日(土) ①午前10時～11時25分 ②午後2時～3時25分	上映30分前から高校生の吹奏楽演奏あり費500円保各回8人程度	各190人	ホール	国際ソロプチミスト立川
☺「ＮＯ」と言える私でありたい 女性の心と体を守る護身術	6月25日(土) ①午前11時30分～午後0時30分 ②午後3時30分～4時30分	直接会場へ対中学生以上の女性師護身術インストラクター・森山奈央美さん	各30人	健康サロン	
申☺コンサート「明日をみつめて」	6月26日(日) 午後1時30分～2時30分	出演は内田一行さん(バリトン)ほか費500円(3歳以上)保5人程度	190人	ホール	チームいま好き
パネル展	6月18日(土)～26日(日) 午前9時～午後9時 (18日は正午から、26日は午後３時まで)	直接会場へ		第3学習室前	実行委員会

男女平等参画苦情処理制度をご存じですか

立川市男女平等参画基本条例では、市の施策が男女平等参画の促進に影響を及ぼす場合等に、男女平等参画苦情処理委員に苦情の申し出をすることができます。

苦情の申し出があった場合、市長から任命された苦情処理委員が必要な調査を行い、必要に応じて市長に対して是正その他の措置をとるよう勧告します。

●苦情処理委員　▼深尾凱子氏(ジャーナリスト)▼須﨑伸子氏(人権擁護委員)▼稲見秀登氏(弁護士)〔任期は平成30年３月31日まで〕

●申出書の提出方法　住所・氏名・電話番号・申出年月日と具体的な内容を書いて、直接または郵送で男女平等参画課(〒190-0012曙町2-36-2(女性総合センター5階))へ。申出書は同課で配布しています(市ホームページからダウンロードも可)。

問同課☎(528)6801

女性総合センター登録団体募集

男女平等参画社会の実現に向けて、市と協働して事業を行うグループ・団体を募集しています。くわしくは市ホームページをご覧ください対構成員が５人以上で、半数以上が市内に在住・在勤・在学している団体(政治・宗教・営利を目的としない団体)

問男女平等参画課☎(528)6801